

2026年3月号

多文化共生情報广场信息报

◇发行:东大阪市多文化共生情報广场(每月发行1次)

〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1 市役所16階 TEL 06-4309-3311 / FAX 06-4309-3823

◇<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/30-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



← 希望通过电子邮件阅读多文化共生情報广场信息报时, 请扫码。

市民生活支援 物价高涨对策补助金

市民の皆さんの生活を支援 物価高騰対策給付金

◆補助金額: 每人5000日元(住民税免征家庭及仅按住民税人均税率征税的家庭, 每人额外增加2000日元)

◆补助对象: 基准日(2026年1月1日)在本市有居民登记的人(支付给户主)※额外增加部分的补助对象为家庭全体成员均是2025年度住民税免征者、仅按住民税人均税率征税者, 或由住民税免征者和仅按住民税人均税率征税者构成的家庭。

◆手续、申请方法

过去由户主通过银行账户从本市领取补助金的家庭

过去未曾由户主通过银行账户从本市领取补助金的家庭



无需办理手续
4月上旬将由市政府寄送“发放通知书”

需办理手续
4月中旬市政府将寄送“确认书”, 请填写必要事项后连同所需文件一并寄回。

◆申请期限: 6月30日(周二)

◆汇款预定日: ▷无需办理手续家庭=4月下旬 ▷需办理手续的家庭=仅限提交确认书后文件无缺漏等情况时, 约3周~4周后 ※详情请参阅市政府网站。

◆支給額: 1人当たり5,000円(非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯は1人当たり2,000円上乗せ)

◆支給対象者: 基準日(令和8年1月1日)において本市に住居登録のある方(世帯主に支給)※上乗せ分は世帯全員が令和7年度住民税非課税者、住民税均等割のみ課税者または、住民税非課税者と住民税均等割のみ課税者で構成されている世帯が対象。

◆手続き・申請方法

過去に世帯主が給付金を本市から口座振込によって受給している世帯

過去に世帯主が給付金を口座振込によって受給していない世帯



手続き不要
4月上旬に市から「支給のお知らせ」を送付

手続きが必要
4月中旬に市から「確認書」を送付、必要事項を記入し、必要書類とともに返送してください。

◆申請期限: 6月30日(火)

◆振込予定日: ▷手続き不要世帯=4月下旬▷手続き必要世帯=確認書を受付してから書類不備などが無い場合に限りに、約3週間~4週間後 ※詳しくは市ウェブサイトなどをご覧ください。

咨询处: 市物价高涨对策补助金事务中心 TEL 06-4309-3110 / FAX 06-4309-3225

問合せ先: 市物価高騰対策給付金事務センター

应对物价高涨育儿支援津贴 每名儿童补助2万日元

物価高対応子育て応援手当 子ども1人当たり2万円

向养育2007年4月2日~2026年3月31日出生的儿童的监护人, 补助每名儿童2万日元。

◆补助金額

对象儿童每人2万日元 ※限1次性发放。

◆补助对象儿童

▷2025年9月份儿童津贴的发放对象儿童

▷2025年9月1日~2026年3月31日出生的儿童(新生儿)

※因离婚、搬家等原因不确定是否符合补助条件者, 或需了解手续、申请方法者, 请查阅市政府网站或致电咨询。

◆汇款预定日: 3月下旬起依次办理

◆提交地址: 〒577-8521 市政府物价高涨生活支援室

平成19年4月2日~令和8年3月31日に生まれた子どもを養育する児童手当受給者に対し、子ども1人当たり2万円を支給します。

◆支給額: 対象児童1人当たり2万円 ※1回限りの支給です。

◆支給対象児童

▷令和7年9月分の児童手当の支給対象児童

▷令和7年9月1日から令和8年3月31日までに出生した児童(新生児)

※離婚や引っ越し等により支給対象であるかわからない方や、手続き・申請方法については市ウェブサイトをご覧ください。

◆振込予定日: 3月下旬以降順次

◆提出先: 〒577-8521 市役所物価高騰くらし応援室

咨询处: 市应对物价高涨育儿支援津贴事务中心 TEL 06-4309-3175

問合せ先: 市物価高対応子育て応援手当事務センター

小学、初中、义务教育学校的新入学、升学手续办理好了吗？

しょう ちゅうがっこう ぎむきょういっくがっこう しんにゅうがく しんきゅう てつづ す
小・中学校、義務教育学校 新入学・進級の手続きはお済みですか

从4月开始，针对有子女新入学或升学到小学、初中、义务教育学校的家庭，去年11月以后发送了就学、升级通知书。关于就学、升学申报，不论是否进入指定学校，请填写必要事项并带到指定学校。如果因迁入或搬家等原因没有收到，请尽快联系。

【外国籍儿童学生的就学】

持有外国国籍的新入学1年级学生，请将去年10月后寄送的入学申请书提交至学事课。从国外新入境，希望子女就读市立小学、中学或义务教育学校的家长，需办理相关手续。

4月から、小・中学校、義務教育学校に入学・進級する子どもがいる家庭に対して、昨年11月以降に就学・進級通知書を送付しています。就学・進級届は、指定校への入学の有無にかかわらず、必要事項を記入し指定校へ持参してください。転入や転居などで届いていない場合は、至急ご連絡ください。

【外国籍児童生徒の就学】

外国籍の新1年生の子どもは昨年10月以降に送付している入学申請書を学事課に提出してください。外国から新たに入国し、市立小・中学校、義務教育学校へ子どもの就学を希望する方は、手続きが必要です。

咨询处：学事课 TEL 06-4309-3271 / FAX 06-4309-3838

問い合わせ先：学事課

儿童成长支援 儿童全员可以入园制度

こども そだ おうえん だれ つうえんせいど
子どもの育ちを応援 子ども誰でも通園制度

儿童全员可以入园制度旨在支援儿童成长，以在家抚养孩子的家庭为对象，无论其父母就业条件如何，每月在规定的时间内可使用托儿所等设施的制度。

自4月起使用该制度需获得市政府的认定。4月之后的认定申请将于3月2日（周一）开始受理。

◆对象：0岁6个月至满3岁到当年年度末（3月底）的儿童

◆使用时间：每月10小时

◆使用流程 ※本学期已使用者亦需重新申请。

①3月2日（周一）起通过市电子申请系统提交使用认定申请

②寄送使用认定通知书（申请后约两周）

③预约实施设施的事前面谈 ④面谈后向实施设施预约使用

⑤开始使用

实施园等详情请参阅市政府网站。

子ども誰でも通園制度は、子どもの育ちを支援することを目的として、在宅で子育てをしている世帯の子どもを対象に、就労要件を問わず月一定時間まで保育所などを利用できる制度です。

4月以降に利用するためには市の認定が必要です。4月以降の認定申請は、3月2日（月）から開始します。

◆対象：0歳6か月から満3歳になった年度末までの子ども

◆利用時間：月10時間

◆利用の流れ ※今年度利用している方も改めて申請が必要です。

①3月2日（月）以降に市電子申請システムで利用認定の申請

②利用認定通知書を発送（申請から2週間程度）

③実施施設へ事前相談の予約 ④面談後、実施施設へ利用予約

⑤利用開始

実施園など、詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

咨询处：关于本制度＝设施给付课 TEL 06-4309-3302 / FAX 06-4309-3817

关于使用申请＝设施利用相談课 TEL 06-4309-3202 / FAX 06-4309-3817

問い合わせ先：本制度について＝施設給付課/ 利用の申請について＝施設利用相談課

道路交通安全法修订 自行车交通违法行为将开具“蓝色罚单”

どうろこうつうほうかいせい じてんしゃ こうつうはん あおきつぷ
道路交通安全改正 自転車の交通違反に青切符

根据道路交通安全法的修订，自4月1日起将对自行车轻微违法行为实施交通违规通知制度。执法对象为16岁以上的驾驶人，对未满16岁的驾驶人原则上实施指导警告。

◆主要违规行为及罚款金额示例

违规罚金 12000 日元	●使用手机等（手持）
违规罚金 7000 日元	●进入已降下栏杆的铁路道口
违规罚金 6000 日元	●不遵守红灯等交通信号 ●通行区分违反（道路右侧通行）
违规罚金 5000 日元	●不遵守停止标志、刹车故障 ●不开灯 ●骑车打伞 ●使用耳机（※指无法听清周围声音的状态下骑行）
违规罚金 3000 日元	●骑车载人 ●并排骑车

道路交通安全法の改正により、4月1日から自転車の軽微な違反に対して交通反則通告制度が導入されます。取締りの対象は16歳以上の運転者で、16歳未満の運転者には原則指導警告を行います。

◆主な反則行為と反則金額の例

はんそくきん 12,000 円	●携帯電話の使用等（保持）
はんそくきん 7,000 円	●遮断踏切への立ち入り
はんそくきん 6,000 円	●赤色等の信号無視 ●通行区分違反（道路の右側通行）
はんそくきん 5,000 円	●一時不停止・ブレーキ不良 ●無灯火 ●傘さし運転 ●イヤホンの使用（※周りの音が聞こえない状態での運転）
はんそくきん 3,000 円	●二人乗り ●並進

咨询处：安全调整课 TEL 06-4309-3223 / FAX 06-4309-3836

問い合わせ先：安全調整課